

令和元年度 横須賀市保健医療対策協議会 議事概要

1 開催日時 令和元年10月17日（木） 13時30分から14時まで

2 開催場所 横須賀市保健所 第1研修室

3 出席者

（委員）安部委員、遠藤委員、嘉山委員、木村委員、鈴木委員、
長堀委員、宮田委員 (50音順)

（事務局）山岸健康部長、小林保健所長、山田健康総務課長、
脇保健所健康づくり課長、梅澤保健所健康対策担当課長
島田健康総務課総務係長

4 議事概要

（1）開会

事務局（健康総務課長）が司会となり開会した。

（2）傍聴報告

傍聴者なしの旨を報告した。

（3）部長あいさつ

部長から委員へ、就任に対するお礼、協力依頼のあいさつを行った。

（4）委員紹介

司会が各委員の名前を読み上げ、委員紹介を行った。

（5）事務局紹介

司会が事務局職員の名前を読み上げ、委員紹介を行った。

（6）定足数報告

保健医療対策協議会条例（以下、条例）第4条第2項の規定により、会議が成立している旨を報告した。

（7）議事

①委員長及び委員長職務代理者の選任

条例第3条の規定に基づき、委員の互選により遠藤委員を委員長に選出した。

条例第3条第3項の規定により、委員長が嘉山委員を委員長職務代理者に指名した。

②報告事項

事務局が、次の４件について資料に基づき説明を行った。

- ・健康・食育推進プランよこすかについて（資料３）
- ・健康増進法改正に係る市施設の受動喫煙対策について（資料４）
- ・横須賀市がん対策推進計画策定について（資料５）
- ・中学２年生ピロリ菌検査・除菌事業について（資料６）

【質疑概要】

（委員）健康増進法改正に伴う受動喫煙対策について、飲食店等の取扱いはどうなるか。

（事務局）資本金、出資金の総額が５,０００万円以下、客席面積１００㎡以下の飲食店は猶予期間がある。１００㎡以上の施設で屋内に喫煙場所を作る場合、煙が外に漏れないよう措置が必要になる。

（委員）中学２年生ピロリ菌検査の回収率はどれくらいか。

（事務局）全体集計はこれから行うが、市立中学校での回収率は４４．６％である。

（８）閉会

※ この議事概要は、事務局において要点筆記したものです。

横須賀市保健医療対策協議会

日 時 令和元年10月17日（木）13：30～14：30

場 所 横須賀市保健所 第1研修室

次 第

開 会

1 委員長及び委員長職務代理者の選任について

2 報告事項

（1）健康・食育推進プランよこすかについて

（2）健康増進法改正に係る市施設の受動喫煙対策について

（3）横須賀市がん対策推進計画策定について

（4）中学2年生ピロリ菌検査・除菌事業について

3 その他

閉 会

（配布資料）

資料1 横須賀市保健医療対策協議会委員名簿

資料2 保健医療対策協議会条例

資料3 健康・食育推進プランよこすかについて

資料4 健康増進法改正に係る市施設の受動喫煙対策について

資料5 横須賀市がん対策推進計画策定について

資料6 中学2年生ピロリ菌検査・除菌事業について

横須賀市保健医療対策協議会委員名簿

（50 音順、敬称略）

	氏 名	役 職
1	安 部 春 男	横須賀市連合町内会副会長
2	榎 木 浩	横須賀市消防局長
3	遠 藤 千 洋	横須賀市医師会会長
4	嘉 山 静 子	神奈川県看護協会横須賀支部長
5	木 村 麻美子	神奈川県栄養士会理事
6	鈴 木 立 也	横須賀市社会福祉協議会会長
7	高 橋 達 也	横須賀市薬剤師会会長
8	張 学 金	横須賀食品衛生協会会長
9	中 島 正 七	横須賀市赤十字奉仕団委員長
10	長 堀 薫	三浦半島病院会会長
11	平 嶺 春 美	国際ソロプチミスト横須賀元会長
12	松 本 好 史	横須賀市歯科医師会会長
13	宮 田 和 彦	横須賀三浦獣医師会会長
14	米 持 正 伸	横須賀市教育委員会事務局学校教育部長

保健医療対策協議会条例

（設置）

第1条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成25年5月31日までとする。

◎健康・食育推進プランよこすかについて

【保健所健康づくり課】

1 計画の概要

健康増進計画、食育推進計画は、健康増進法と食育基本法に、それぞれその策定が市町村の努力義務として規定されており、本市では、「健康・食育推進プランよこすか」として、両計画を一体的に策定しています。

計画期間 平成25年度から令和4年度までの10年間

全体目標 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

2 計画の体系

別紙のとおり

3 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会

保健医療対策協議会に健康増進計画・食育推進計画専門部会を設置し、同プランの進行情況管理を行っています。今年度は、次のとおり、専門部会を開催し、プランに位置付けた事業が概ね計画どおりに実施できていることを確認しました。

(1) 日時・場所 8月1日（木）午後1時30分～午後3時20分 保健所第1研修室

- (2) 主 な 意 見 ①食育分野—全国的に学校給食の時間が短いと言われているが、食育の観点からも、食後の歯磨きまでできると良い。
②身体活動・運動分野—保健所健康づくり課、スポーツ振興課ともにラジオ体操関係の講習会やイベントをやめているが、活動の成果が上がってきている段階なので、地道な活動を続けてほしい。

(3) 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会員名簿 (50音順、敬称略)

	氏 名	役職等
部会員	嘉 山 静 子	神奈川県看護協会横須賀支部長
部会員	田 中 和 美	神奈川県立保健福祉大学栄養学科教授
部会員	田 中 浩 二	神奈川労務安全衛生協会横須賀支部事務局長
部会員	林 但	横須賀市スポーツ推進委員協議会会長
部会長	三 屋 公 紀	横須賀市医師会副会長
部会長職務代理者	楊 箸 明 朗	横須賀市歯科医師会副会長
部会員	吉 村 優	市民公募委員
部会員	渡 部 月 子	神奈川県立保健福祉大学看護学科准教授

◎健康増進法改正に係る市施設の受動喫煙対策について

【保健所健康づくり課】

1 健康増進法の一部改正の概要

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、受動喫煙の防止を図るため、多くの人が利用する施設・店舗等は、その区分に応じて、敷地内禁煙、屋内禁煙が義務づけられました。

施設区分	喫煙禁止の範囲	施行期日
第1種 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	敷地内禁煙	令和元年7月1日
第2種 上記以外の多くの人が利用する施設	屋内禁煙	令和2年4月1日

【基本的考え方】

- （1）「望まない受動喫煙」をなくす
- （2）受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
- （3）施設の類型・場所ごとに対策を実施する

2 本市の受動喫煙対策

（1）第1種施設

屋外に一定の条件を満たした喫煙場所の設置が認められていますが、令和元年7月1日から全面的に敷地内禁煙としました。

本庁舎、行政センター、市立病院、保育所、幼稚園、学校など

（2）第2種施設

屋内に一定の条件を満たした喫煙専用室の設置が認められていますが、令和2年4月1日から全面的に屋内禁煙とします。屋外での喫煙については、法令等に基づき、施設の所管部局で判断します。

コミュニティセンター、芸術劇場、文化会館、体育館、総合福祉会館、図書館、博物館、美術館など

◎横須賀市がん対策推進計画策定について

【保健所健康づくり課（健康対策担当）】

1 計画の趣旨

がんを克服することを目指し、総合的ながん対策を市民とともに推進するため、「横須賀市がん対策推進計画策定委員会」を設置し、横須賀市がん克服条例（平成31年4月1日施行）に規定する「横須賀市がん対策推進計画」を策定しています。

〔参考〕横須賀市がん克服条例（抜粋）

（がん対策推進計画の策定）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画の概要（骨子案）

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 横須賀市のがんを取り巻く現状

- 1 国、県、市の統計
- 2 がん検診受診率の推移

第3章 基本方針

第4章 具体的な施策

- 1 がん予防の推進
- 2 がんの早期発見
- 3 がん医療
- 4 がん患者・家族等の支援
- 5 がんに関する啓発・教育の推進
- 6 がんに関する連携・検討組織

3 これまでの経過及び今後の予定

日 程	内 容
6 月	第 1 回横須賀市がん対策推進計画策定委員会（諮問、策定方針の検討）
8 月	第 2 回横須賀市がん対策推進計画策定委員会（計画案の検討）
10月	第 3 回横須賀市がん対策推進計画策定委員会（計画案の検討）
11月	パブリック・コメント手続実施
1 月	第 4 回横須賀市がん対策推進計画策定委員会（計画案の決定）
2 月	答申、計画決定
3 月	市議会 3 月定例議会において計画決定の報告

4 横須賀市がん対策推進計画策定委員会委員

（敬称略・順不同）

	氏 名	役職等
委員長	土 屋 了 介	ときわ会顧問
委員長職務代理者	豊 田 茂 雄	横須賀共済病院診療部長
委員	岡 村 隆一郎	衣笠病院病院長
委員	水 野 靖 大	横須賀市医師会理事
委員	力 竹 小百合	衣笠病院ホスピス病棟看護師長
委員	佐々木 弘 美	よこすかやすらぎの会
委員	星 名 美 幸	市民公募委員

◎中学2年生ピロリ菌検査・除菌事業について

【保健所健康づくり課（健康対策担当）】

1 概要

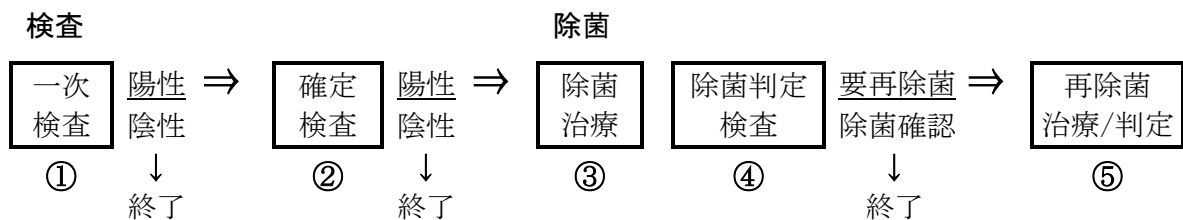
若年者の将来の胃がんリスク低減及び次世代への感染予防を目的として、令和元年度から横須賀市がん克服条例第8条の規定に基づき、市内在住の中学2年生を対象に、ピロリ菌検査・除菌事業を実施しています。

[参考] 横須賀市がん克服条例（抜粋）

（がん克服に関する研究及び施策の実施）

第8条 市は、関係医療機関等（地域がん診療連携拠点病院、地域の病院、医師会などを行う。以下同じ。）と連携し、ピロリ菌除菌等のがん克服施策事業について研究及び実施を行う。

2 検査・除菌治療の流れ



3 日程表

実施日・期間	内 容
8月20日	ピロリ菌検査の案内・検査キットの送付
8月26日～10月12日	①一次検査受付（協力医療機関）
9月17日～10月4日	市立中学校23校、市立養護学校、県立養護学校検体回収指定日
11月8日	一次検査結果送付
11月11日～12月21日	②確定検査受付（協力医療機関）
～1月18日	③除菌治療受付（協力医療機関）
～4月25日	④除菌治療結果判定検査（協力医療機関）

令和3年度	再除菌治療の案内送付 ⑤再除菌治療及び結果判定検査（協力医療機関）
-------	--------------------------------------

4 横須賀市医師会協力医療機関数

一次検査 77 医療機関
確定検査・除菌治療 11 医療機関